（別紙様式３）

明細書無償交付の実施施術所に係る届出書

令和　　年　　月　　日

施術所名

施術所の所在地

電話番号

施術管理者名

　　　　　　登録記号番号

中国四国厚生局長　　様

（この届出書は、施術所が所在する県を管轄する事務所（広島県にあっては指導監査課）へ提出してください。）

当施術所は、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしましたので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

１．明細書の無償交付の該当状況（ア又はイに○を記載）

※ アでもイでも明細書発行体制加算の請求は可能です。

ア　明細書の無償交付義務化の対象施術所であり、明細書の無償交付を実施する。（注１）

イ　明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないが、明細書の無償交付を実施する。（注２）

２．施術所の状況

⑴　明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無（ア又はイに○を記載）

　　　　ア　使用している

　　　　イ　使用していない

⑵　常勤職員の数

　　　　（　　　　　）人

　注１　明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が３人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注２　注１に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。（この場合も、明細書発行体制加算を請求できます）

注３　施術所の状況に変化があった場合（例：常勤職員数の変更等）であっても、明細書の無償交付の実施を継続する場合は、変更の届出をする必要はありません。ただし、明細書の無償交付の実施を取りやめる場合は、「明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書」（別紙様式４）を提出してください。

注４　保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書を無償で交付する施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。